

○昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四の規定による型式承認を受けた機器であつて、次に掲げるもの<br/>                 1～9 （略）</p> <p>10 搜索救助用位置指示送信装置（設備規則第四十五条の三の三の二の搜索救助用位置指示送信装置をいう。）の機器<br/>                 11～14 （略）<br/>                 三～五 （略）</p> <p>附則</p> <p>この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。</p> | <p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五第二号の規定に基づき、郵政大臣の行う型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を次のように定める。</p> <p>なお、昭和五十一年郵政省告示第二百二十八号（電波法施行規則第十五条第四項第二号の規定により、同条第二項及び第三項の規定を適用しない機器を定める件）は、廃止する。</p> <p>一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四の規定による型式承認を受けた機器であつて、次に掲げるもの<br/>                 1～9 （略）</p> <p>10～13 （略）<br/>                 三～五 （略）</p> |